

令和8年度 介護保険の保険料

令和8年度の第1号被保険者（65才以上の方）の保険料は下記のとおりとなっています。
基準保険料は84,996円（月額：7,083円）です。各段階別の年間保険料は次のとおりです。

生活保護を受けている

はい

第1段階

いいえ

同じ世帯に住民税を納めている方がいる

はい

老齢福祉年金を受給している

いいえ

前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が
A: 82.65万円以下
B: 82.65万円超～120万円以下
C

本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円以下

はい

いいえ

本人が住民税を納めている

はい

前年の合計所得金額が
D: 120万円未満
E: 120万円以上～210万円未満
F: 210万円以上～320万円未満
G: 320万円以上～420万円未満
H: 420万円以上～520万円未満
I: 520万円以上～620万円未満
J: 620万円以上～720万円未満
K: 720万円以上

所得段階	対象となる方	算定割合 (基準保険料×)	所得段階別の保険料 () 内の数字は月額
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者※で、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円以下の方	×0.285	24,224円 (2,019円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円超120万円以下の方	×0.485	41,223円 (3,435円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	×0.685	58,222円 (4,852円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税であり、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円以下の方	×0.90	76,496円 (6,375円)
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税であり、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円超の方	基準保険料	84,996円 (7,083円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	×1.20	101,995円 (8,500円)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	×1.30	110,495円 (9,208円)
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	×1.50	127,494円 (10,625円)
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	×1.70	144,493円 (12,041円)
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	×1.90	161,492円 (13,458円)
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	×2.10	178,492円 (14,874円)
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	×2.30	195,491円 (16,291円)
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	×2.40	203,990円 (16,999円)

介護保険料を未納のままにしておくと、要介護認定を受けて介護サービスを利用するときに、自己負担割合が3割に引き上げられるとともに高額介護サービスも受けられなくなります。

○保険料の納め方は、年金の受給額によって、年金からの天引きによる特別徴収と納付書又は口座振替による普通徴収の2通りに分かります。

○介護保険料を未納のままにしておくと、要介護認定を受けて介護サービスを利用するときに、自己負担割合が3割に引き上げられるとともに高額介護サービスも受けられなくなります。